

八王子市子ども・子育て支援審議会

第8回 事業部会（学童保育所）

配付資料

（平成26年5月27日）

- 市立学童保育所の保育料（案）－－－－－－－－－－－－－ 1
- 市立学童保育所の入所基準（案）－－－－－－－－－－－－－ 5
- 答申（案）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 8
- 児童の自立と成長を考慮した放課後の居場所について―― 12

市立学童保育所保育料について

●国が示した経費の負担割合

国 1/6	都 1/6	市 1/6	⇒ 公費負担
保護者 1/2			⇒ 受益者負担

●国が示した経費の負担割合を遵守した場合の保育料(試算)

(単位:円)

歳出(経常経費)項目	平成24年度決算	平成25年度予算	平成26年度予算
運営費(郵便料、口座振替手数料、その他事務費)	5,258,453	9,877,000	7,893,000
施設管理費(公共料金、土地建物賃借料、施設維持工事費等)	41,189,034	55,261,000	51,865,000
指定管理(指定管理料、経理状況調査)	1,619,751,900	1,760,260,000	1,800,087,000
合計	1,666,199,387	1,825,398,000	1,859,845,000
上記の 1/2 (国が示した保護者負担割合)	833,099,694	912,699,000	929,922,500
施設定員(年度当初)	5,987	6,182	6,199
国が示した保護者負担割合に基づく保育料(月額)	11,596	12,303	12,501
実際の保育料(月額)	7,000	7,000	7,000
差額	△ 4,596	△ 5,303	△ 5,501

※ 新制度移行後(27年度以降)は職員配置基準の変更により、25人程度の職員の増(入所人員に変動がないと仮定)が見込まれ、現在の各指定管理者の人員費単価を勘案すると、1億4千万円程度の経費増が見込まれる。これを反映させると月額13,400円程度となる。

●平成27年度以降の市立学童保育所保育料の考え方(案)

市立学童保育所の保育料は、現在月額7,000円である。新制度への移行に伴い、国の示した枠組みで保育料を算出した場合は、上記のとおり現在の2倍近い金額となる。

市には、公の施設の受益者負担金として応益負担を求めるべきとの立場がある一方で、子育て世帯の負担軽減を考慮しなければならない立場がある。このため、保育料の改定(増額)を行う場合には、国が示した負担割合を基本としつつ、子育て世帯の負担軽減を考慮しながら金額を決定していく。また、同一世帯で2人以上の入所者がいる場合には、世帯の負担軽減を図るため、現在も実施している2人目以降の保育料の減額は継続していく。

【参考】保護者負担率別の月額保育料(平成27年度見込みベース)

経常経費			負担率	保護者負担 (年額)	施設定員	保育料 (月額)
平成26年度予算	経費増見込額	計				
1,859,845,000	137,150,268	1,996,995,268	50.00%	998,497,634	6,199	13,423
			45.00%	898,647,871		12,081
			40.00%	798,798,107		10,738
			37.25%	743,880,000		10,000
			35.00%	698,948,344		9,396
			33.52%	669,492,000		9,000
			30.00%	599,098,580		8,054
			29.80%	595,104,000		8,000
			25.00%	499,248,817		6,711
			20.00%	399,399,054		5,369

※ 平成24年度決算ベースの保護者負担率は18.7%(各月の免除対象者数:概ね1,000名、全体の20%程度)

⇒ 入所人数や保育料免除の状況により、保護者負担の総額が下がるため、実際の決算では上記よりも負担率は下がる。

【参考】近隣各市の保育料の状況

保育料(育成料)と間食費(おやつ代)が別に設定されている自治体が多く一概に比較はできないが、保護者負担の総額は概ね5,000円から7,000円程度の自治体が多い。(都内26市の最高額は応能負担を導入している小金井市の最高額9,000円)

●延長保育にかかる利用料金の考え方(案)

延長保育にかかる利用料金については、従来から「あり方検討会」等にかかる経費に比して安すぎるとの指摘があることから増額を検討したい。金額については、延長保育を行う職員の人件費相当額を賄うもの(指導員1人当たり時給換算で1,000～2,000円程度)としたいが、就労等でどうしても延長保育が必要な世帯の事情を勘案した場合、大幅な金額の改定は理解を得るのが難しいため、日を単位とした利用については単価を据え置き、月又は小学校の休業期間を単位とした利用の場合の金額について引き上げを検討する。

利用区分		現在の利用料	移行後の利用料	
月を単位とした利用	午後6時30分から午後7時まで	2,000円	引き上げを検討	
	午後6時30分から午後7時30分まで	3,000円	引き上げを検討	
日を単位とした利用	午前8時から午前8時30分まで	200円	据え置き	
	午後6時30分から午後7時まで	300円	据え置き	
	午後6時30分から午後7時30分まで	500円	据え置き	
小学校の休業期間を単位とした利用	夏季休業期間	午前8時から午前8時30分まで	1,500円	引き上げを検討
	冬季休業期間	午前8時から午前8時30分まで	500円	引き上げを検討
	春季休業期間	午前8時から午前8時30分まで	500円	引き上げを検討

●保育料への応能負担(保護者の所得に応じた金額設定)の導入について

保育所の保育料のように、保護者の所得に応じた保育料の金額設定については、「公の施設の受益者負担金」(使用料)として保育料を徴収している学童保育所にはそぐわない。(施設の目的、性質は違うが、同じように「受益者負担金」として徴収している、体育館の使用料やテニスコートの使用料等については、応能負担の考え方が無い。)

別に定める減免規定により、低所得者対策を図っていく。

※ 仮に応能負担を導入した場合、システムで管理するためのシステム改修(総合税システムとの連携等)にかかる経費が、数百万から数千万円の単位でかかってしまい、事業にかかる経費がさらに膨らむ結果となる。

●減免規定の見直しについて(案)

現在の取り扱いでは、下記のとおり「免除」を適用している。

しかし、応益負担の考え方から、「免除」は学童保育所の利用者と非利用者間に不平等が生じないように配慮する必要がある。

おやつが支給されない「放課後子ども教室」(参加費無料:保険料のみの負担)の参加者との応益の違いに配慮する観点から、教育委員会の就学援助制度に該当する世帯について、従来の「免除」を改め「減額」措置への変更を検討する。減額幅については、教育委員会の就学援助制度に該当する家庭への支援の必要性を十分に考慮する。

区 分	現在の取り扱い	移行後の取り扱い(案)
生活保護世帯	免除	免除
教育委員会の就学援助制度に該当する世帯	免除	「減額」への変更を検討
月の全日数を欠席した場合	免除	免除

八王子市立学童保育所入所承認基準表(案)

区分	保 護 者 の 要 件		基準 番号	指数	
	種別	細 目			
1	就労 (就学)	週35時間以上の就労	1	10	
		週30時間以上35時間未満の就労	2	9	
		週25時間以上30時間未満の就労	3	8	
		週20時間以上25時間未満の就労	4	7	
		週15時間以上20時間未満の就労	5	6	
		週12時間以上15時間未満の就労	6	5	
2	疾病等	入院	7	10	
		居宅療 養	常時病臥、難病指定医療証保持者	8	10
			一般療養(週3日以上)の通院を常態)	9	8
			一般療養(週1～2日の通院を常態)	10	7
			一般療養(上記以外)	11	6
		精神性 疾患	精神障害者保健福祉手帳1・2級、自立支援医療証保持者	12	10
			精神障害者保健福祉手帳3級、精神疾患とわかる診断書	13	9
		心身障 害	心身障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度	14	10
心身障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度	15		8		
3	介護 看護	常時介護 を必要と する場合	心身障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度	16	10
			週5日以上)の入院者、施設通所者の付添等	17	9
		一部介護 を必要と する場合	心身障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度	18	8
			週3日以上)の入院者、施設通所者の付添等	19	7
		上記以外の看護 (自宅療養含む)	20	6	
4	出産	出産等	21	5	
5	求職	求職中のもの	22	4	
6	不存在	父母ともに死亡・行方不明・拘禁等	23	11	

表1		学童保育所優先入所承認者
類型	番号	細目
優先入所	1	入所基準の他に市長が必要と認めた児童
	2	子ども家庭支援センター・児童相談所からの通知があり、市が必要と判断した児童
	3	前年度加配対象で、次年度施設判断で加配が必要となる児童

* 優先入所者同士の入所者決定は、優先入所番号順で決定する。優先順位が同順位の場合は指数で判定する。

表2		学童保育所入所選考基準指数調整表
類型	番号	細目
指数調整	1	1年生は表中指数に1点加点する
	2	ひとり親家庭は表中指数に1点加点する
	3	就労での申請者のうち、就労場所が自宅の場合は表中指数から1点減点する

表3		同一指数世帯の優先順位表
優先順位	細目	
1	学童の監護ができる祖父母がいない者	
2	低学年順	
3	両親不存在	
4	ひとり親家庭	
5	単身赴任世帯	
6	障害がある児童	
7	生活保護受給世帯	
8	要件の種別	
9	午後1時以降の就労時間の長短	
10	1ヶ月の就労日数の長短	
11	帰宅時間が遅い順	
12	1週間の総労働時間の多い順	

* 療養要件の者を優先とし、就労、看護に関しては優先順位7位以下の事項で判断する。

* 保護者(父親と母親)の指数が同じ場合は、優先順位6の要件が低い方の保護者を適用する。同位の場合は、更に10、11、12、13の順に、要件が低い方の保護者を適用する。

別表1

八王子市学童保育所入所承認基準表(現行)

		保護者の状況		基準 番号	指数		
種別	細目						
1	不存在	父母共に死亡、行方不明、拘禁中等		10	10		
2	疾病等	出産		20	6		
		疾病	入院		22	10	
			居宅内	常時病臥		23	10
				精神性疾患		24	10
				一般療養(週3日以上)の通院を常態		25	8
				一般療養(週1~2日)の通院を常態		26	7
				一般療養(上記以外の一般療養)		27	6
				心身障害		28	10
心身障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度		29	8				
3	就労	居宅外	常勤(月20日以上)	日中7時間以上の就労を常態	11	10	
			非常勤(月12日以上20日未満)	日中4時間以上7時間未満の就労を常態	12	9	
			常勤(月12日以上20日未満)	日中7時間以上の就労を常態	13	8	
			非常勤(月12日以上20日未満)	日中4時間以上7時間未満の就労を常態	14	7	
		居宅内	自営	日中7時間以上の就労を常態	15	9	
			内職	日中4時間以上7時間未満の就労を常態	16	8	
			自営	日中7時間以上の就労を常態	17	7	
			内職(月20日以上)	日中4時間以上7時間未満の就労を常態	18	6	
4	看護	常時介護を必要とする場合、週5日以上)の入院、施設通所等付添(心身障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度)		31	10		
		一部介護を必要とする場合、週3日以上)の入院、施設通所等付添(心身障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度)		32	8		
		上記以外の看護(自宅療養含む)		33	6		
5	求職	求職のため日中外出を常態		41	5		
6	その他	前各号に掲げるものの他明らかに児童の監護が出来ない場合		51	1		

- ※ 1年生は表中指数に1点を加算する。
- ※ 母子、父子家庭の場合は表中指数に1点を加算する。
- ※ 児童福祉施設等学童を監護できる施設に入所している場合は、入所承認数に余裕がある時に限り入所を承認する。
- ※ 父母がいない場合でも、現に児童の監護をする者を保護者とみなす。
- ※ 居宅内とは、同一敷地内又は同一敷地内程度の範囲に就労場所がある場合をいう。
- ※ 自営の場合でも、通勤を要する場合で月20日以上就労の場合は居宅外就労扱いとする。
- ※ 就学、技能習得等のために現に児童の監護ができない場合は就労に準ずる。

別表2

優先順位表

順位	就労等の状況
1	学童の監護ができる祖父母がいない者
2	低学年順
3	要件の種別
4	午後1時以降の就労時間の長短
5	1ヶ月の就労日数の長短
6	帰宅時間が遅い順
7	1ヶ月の総労働時間の多い順

- ※ 優先順位3については両親不存在、療養要件の順に優先とし、就労、看護に関しては優先順位4位以下の事項で判断する。
- ※ 保護者(父親と母親)の指数が同じ場合は、優先順位3の要件が低い方の保護者を適用する。同位の場合は、更に、4、5、6、7の順に、要件が低い方の保護者を適用する。

子ども・子育て支援審議会 答申案

平成27年度以降、対象児童の拡大を実施する上で、学童保育事業の量の拡充と質の改善を図るため、国の基準を元に、八王子市の実情に応じた基準を次のとおり定め、児童の健全育成の促進に寄与するべく学童保育事業の基準等について、検討を行った。

		放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書	省令	答申(案)	意見等
職員について	資格	<p>《従うべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブに置くべき有資格者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。 ・有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。 ・有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。 	<p>《従うべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに、放課後児童支援員(有資格者)を置かなければならない。 ・放課後児童支援員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項「児童の遊びを指導する者」で、都道府県知事が行う研修を修了した者 ・放課後児童支援員を補助する補助員を置くことができる。 	>省令のとおり	
	員数	<p>《従うべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全や育成・支援の質を確保する上で職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である。 ・小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。 	<p>《従うべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の単位ごとに職員を2人以上配置し、うち1人は放課後児童支援員(有資格者)とする。 ・利用者が二十人未満の施設では、利用者の支援に支障がない場合、放課後児童支援員のうちの1名又は補助員は、同一敷地内にある他の施設等の職務と兼務できる。 	<p>>省令のとおり</p> <p>>20人～40人のクラスについては、職員1名を加算して現行の職員数と同じとし、手厚く保育する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学童保育所においては、支援の単位あたりの職員のうち、1名は常勤職員とする。 常勤職員:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」 非常勤職員:原則常勤職員に準ずることが望ましい。
	支援の単位	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つのクラブの中で、児童を複数の集団(クラス)に分けて対応する。 ・児童の集団の規模は、おおむね40人までとすることが適当である。 ・児童数の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。 	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。 	>省令のとおり	
	研修等		<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ・事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修機会を設けなければならない。 	>省令のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学童保育所においては、障害児保育等必要な知識、技能を向上させるための研修を受けさせること。 ・児童館職員との交流をすることで、必要な知識の向上を図る。 ・職員の確保については、男女のスタッフを必ず含めることを求めるよりは、きちんとした資質を備えた指導員の確保を優先すべき。
	一般的要件		<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 	>省令のとおり	

子ども・子育て支援審議会 答申案

		放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書	省令	答申(案)	意見等
設備の基準について	専用室等	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの対象となる児童が生活する上で支障を及ぼさない場所と考えることが適当である。 ・専用室・専用スペースは、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えることが適当である。 ・体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、静養スペースを設けることが適当である。 	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)を設けなければならない。 ・支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・専用区画並びに設備及び備品等(専用区画等)は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。 ・専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 	>省令のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。 ・高学年の受け入れでは、男女差に考慮が必要。また、低学年と高学年を別部屋保育とする配慮も必要。 ・専用部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを確保する。
	保育室の面積	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用室・専用スペースの面積は、児童1人当りおおむね1.65㎡以上とすることが適当である。 ・面積要件の算定の基礎となる「児童数」については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。 	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 	>専用区画の面積は、省令のとおりとする。ただし、待機児がいる施設では、現状考慮し配慮が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童一人あたりの面積は1.65㎡以上とする。ただし、待機児がいる施設では、当面待機児が解消されるまで、児童一人あたり1.11㎡以上とする ・面積要件の算定の基礎となる「児童数」については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数(前年実績)で捉えることとする。 ・市立学童保育所の施設の定員は、専用区画の面積を1.11㎡で除して求められた数としてもよい。 ・高学年の受け入れでは、児童一人あたりの面積に考慮が必要。 ・市立学童保育所の施設整備については、学校の空き教室を積極的に活用してほしい。
運営について	開所日数 開所時間	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所日数は、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当である。 ・開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当である。 	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、一年につき二百五十日以上 ・小学校の授業の休業日・・・一日につき八時間 小学校の授業の休業日以外の日・・・一日につき三時間 	<ul style="list-style-type: none"> >設備及び運営の基準に関する条例については省令のとおり >市立学童保育所については、現行の基準をベースに、さらに向をを図るよう努めてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学童保育所の・施設によって朝延長は7:30から可能とする。
	災害・事故等	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に必要な設備について児童厚生施設等と同様の基準を設けることが考えられる。 ※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設と非常災害)別紙2 	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける。 ・非常災害に対する具体的計画を立てる。 ・避難及び消火に対する定期的訓練を行う。 ・事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	>省令のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回以上の訓練を実施する。 ・非常災害時、不審者対策、研修、保健指導等の実施について、安全管理ガイドライン等に明記する。

子ども・子育て支援審議会 答申案

		放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書	省令	答申(案)	意見等
運営について	その他の基準	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の事項について基準検討が必要 入所児童の平等取扱い、虐待等の禁止、衛生管理、秘密の保持に関する事、苦情処理に関する事、保護者、小学校等との連携等 	<p>《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 虐待をしてはならない。 衛生上必要な措置を講じ、感染症又は食中毒などがまん延しないよう努めること。 医薬品等を備え、適正管理に努める。 業務上知りえた情報を漏らしてはならない。 保護者等からの苦情に適切に対応する。 市からの指導・助言に従って改善する。 保護者と密接な連絡をとり、事業の内容等について理解及び協力を得るよう努めなければならない。 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 	<p>>省令のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、小学校、放課後子ども教室、放課後等デイサービス、子ども家庭支援センター等関係機関及び地域との連携し運営する。 地域との連携も必要 建築基準法・消防法による規制を適用する。 保健指導等の実施について、安全管理ガイドラインに明記する。 児童の出席管理を行う。 自己点検、モニタリング、保護者満足度調査を実施し事業の評価を行うこと。
その他の論点	提供区域 事業量見込み			<p>>小学校単位とする。</p> <p>>ニーズ調査の結果に、すでに6年生まで受け入れている他市等の状況を加味して補正する。</p>	<p>すでに高学年の受け入れを実施している自治体の実態を見ると、受け入れを希望していても、実際には登録をしない人が多い傾向がある。千代田区で行っている放課後の居場所対策では、5年生、6年生と学年が上がるにつれ10%ずつ利用者が減少している。また、大阪府で6年生まで実施している放課後子ども教室の登録割合をみると、習い事が増えるなどの結果、5年生では4%、6年生では2%となっている。本市においても同様な割合になってくるのではないか。</p>
	対象児童、保育内容、	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意することが必要である。 児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生までの受け入れを義務化したものではないと整理されている。 		<p>>法改正により、小学校6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童の放課後の居場所は、児童の自立と成長を考慮して用意される必要がある。保育支援・配慮が必要な児童のための学童保育所、学校施設を活用した安全な自由遊びの場である放課後子ども教室、児童が自由にさまざまな遊びを体験できる児童館等、児童の自立度に応じた相応しい場所により一層の自立と成長が図られるよう健全育成の環境整備に努める必要がある。</p> <p>>市立学童保育所では、小学校6年生までを受入れるが、学4年生から6年生までの入所については、児童の自立を促進する上で配慮・支援が必要な児童について審査し受入れる。</p> <p>>児童の健全育成と家庭的役割を担い、自立に向けた手助け等の活動を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」「放課後等デイサービス」「児童館」等児童の自立度に応じた放課後の居場所が提供できるよう他の放課後児童対策と連携し、運営を図る。 「放課後子ども教室」については、夏休みも含め毎日実施が実現されるよう計画されるとよい。

子ども・子育て支援審議会 答申案

		放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書	省令	答申(案)	意見等
その他の論点	障害児等の入所			<p>> 障害児の入所にあたっては専門的知識を有する委員を配置した審査会議において、支援方法を協議し受け入れる。また、児童の成長に合わせた適切な機関・施設を案内する。</p> <p>> 配慮が必要な児童の受入れについては必要な人的配置と物的整備をおこなう。</p>	<p>・障害児について、従来の固定した加配枠は撤廃し、保育に必要な指導員を柔軟に加配したうえで受け入れる。</p> <p>・障害児入所審査会議は、加配の有無を判定する場だけではなく、児童の適正な居場所を審査する場として本来の在り方を機能させる。</p> <p>・学童保育所に、障害児の受け皿としての役割をどう入れ込むのか、ガイドラインの中で示していないと、セーフティーネットとして機能せず、また、現在の指導員体制では対応しきれなくなるという不安がある。</p>
	入所要件、入所基準			<p>> 入所要件は、現行どおり、保護者の就労、療養、看護・介護、求職中、出産、その他とする</p> <p>> 入所審査の基準を定める。</p>	<p>・4年生以上については、自立度に応じ、入所審査の基準を段階的に設ける。</p> <p>・就労時間が同じでも、居宅外就労者の入所要件を居宅内就労者より高くする</p> <p>・1年生は、現行どおり1点加算。</p>
	優先利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の児童 ・生活保護世帯の児童 ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童 ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童 ・障害を有する児童 		<p>> 要保護・要支援児童は優先的に入所できる工夫が必要。</p> <p>> 学年においては、1年生から3年生までを優先入所とし、4年生以上については、自立度に応じ、入所審査の基準を段階的に設ける。</p>	<p>・保護者が就労を継続するうえでは、兄弟入所者や在籍児童の継続入所に配慮があってもよい。</p> <p>・生活保護世帯は、資金面では保育料免除の適用があり、疾病、精神疾患で就労不能の場合、高い指数で入所判定されるので、同一指数内の世帯順位表で順位をつけるのが良い。</p> <p>・ひとり親世帯は、現行どおり指数1点加算する。</p> <p>・「生活中心者の失業による就労の必要性が高い家庭」というのは、現在の就労のあり方からどの家庭でも両親とも生計を立てるために就労していることが多いため、整形中心者の失業の判断を行うことは難しい。</p> <p>・体格差の関係から1年生から6年生までを同じ保育室で保育することは難しい。自分で身の保身を図れない低学年を優先入所で決定することが必要と考えられる。</p>
	保育料			<p>> 学童保育所保育料、延長保育料については新たな基準を定める。</p>	<p>・市立学童保育所保育料については、6年生までの受入れを前提として、新たな基準を定める。</p> <p>・延長保育料については、利用時間に応じた負担とする。</p> <p>・延長保育料の月額上限設定を廃止する。または、金額を引き上げる。</p>